

○議事日程

令和7年6月18日（水） 第4日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10 名

1 番	広瀬 恵理子 君
2 番	加藤 雅浩 君
3 番	長谷川 淳 君
4 番	村山 博司 君
5 番	松本 暁大 君
6 番	三宅 祐司 君
7 番	松原 浩二 君
8 番	櫻井 明 君
9 番	渡邊 憲司 君
10 番	木下 美津子 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤 友紀 君
副町	長	傍島 敬隆 君
教 育	長	野原 弘康 君
総合政策部	長	安田 悟 君
総務部	長	服部 貴司 君
こども未来部	長	三輪 学 君
健康福祉部	長	堀場 康伸 君
住民部	長	小野木 崇夫 君
基盤整備部	長	板橋 篤志 君
会計管理者		井上 哲也 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	摂 田 真 広
書	記 高 木 明 美

開議

午前10時02分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付いたしてあります。

これより日程に入ります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において7番 松原浩二議員、9番 渡邊憲司議員を指名いたします。

第2 一般質問

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言の通告がありましたので、順次発言を許します。

1番 広瀬恵理子議員。

○1番（広瀬恵理子君） 皆様、おはようございます。

1番議員の広瀬でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に基づき大きく2項目に分け、分割質問方式にて質問させていただきます。

1つ目、中学校部活動の地域移行に向けて。

公立中学校の部活動で、土・日の活動を地域のスポーツクラブなどに移行する地域移行が進められています。文部科学省は2023年から2025年までの3年間で、この取組を進める方針です。これは、教員の長時間労働の問題や、競技経験がない教員が指導することによる負担を軽減するための働き方改革の一環です。

また、少子化の影響で生徒数が減少しており、1986年には約589万人だった中学生の数が、2021年には約296万人と減少しています。この生徒数の減少に伴い、部活動の部員数も減少しています。

地域移行のモデル校から見てきた成果と課題があります。

まずは成果についてです。生徒が専門的なコーチングを受けられるようになった。教員の精神的・身体的負担が軽減された。

課題といたしまして、平日と土・日で指導者が異なるため、指導方針の違いが生じる。家庭の費用負担が増える可能性がある。活動場所や指導者の確保が難しい。運営主体が必要であり、けがやトラブルの責任を誰が負うのか明確にする必要がある。

また、平日と土・日で部員数が変わる可能性があるという声が上がっています。学校、教員、生徒、地域指導員、保護者とのつながりが広がる分、正確な情報共有が必要となります。

2025年度末までに地域移行は可能なのでしょうか。

生徒がよりよい指導を受けられ、先生方の業務負担が軽減されることが望まれます。地域移行を円滑に進めるために、具体的な対策についてお聞かせください。

1つ目、現在の地域移行の進行状況はどのようになっていますか。

2つ目、教員が指導員として登録され、負担増も予想できますが、働き方改革になっているのでしょうか。

3つ目、各家庭の費用負担は部活動と比べ現状増えていますか。

4つ目、2025年度末までに地域移行は可能でしょうか。現在の課題と今後の見通しについてお聞かせください。

質問は以上となります。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） おはようございます。

広瀬議員の1項目め、中学校部活動の地域移行に向けてということでご質問をいただきました。

初めに、この答弁をする前に、この答弁でいろんな活動名が出てきますので、ちょっと最初にお断りしておきますけれども、部活動という言葉、それから保護者クラブ、地域クラブ、民間クラブと類似した組織名が出てまいりますが、それぞれの違いがございます。その違いも含めて答弁させていただこうと思っております。

それでは1番目のご質問で、部活動の地域移行の進捗状況についてお答えをいたします。

現在、岐南中学校においては、平日の活動は部活動として、そして休日は土曜日、日曜日のどちらか1日を部活動、そして他の1日を保護者クラブとして実施できるようにしております。

この部活動と保護者クラブの違いについて補足をいたします。部活動は、岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドラインというのがござ

います。それによりますと、週当たり2日以上 of 休養日を設けるということをやっています。平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とするということがうたっています。

そうした記載に基づいて、こうした中、土曜日、日曜日の両日ともに活動したいと願う生徒も存在をしています。活動の場を保障するためには、部活動とは別の形で位置づける必要があることから、保護者クラブを組織し実施している部活動もご紹介します。

なお、報道等で聞かれております地域クラブという名称につきましては、部活動の移行先であるとお考えいただくと理解しやすいと思われます。

現段階では、岐南中学校は地域クラブとしての活動は行っておりません。ただし、休日の部活動として実施しており、指導者は外部の方をお願いしている状況でございますので、言葉は地域クラブではございませんが、内容的には地域クラブに即した活動を行っていると思えていただければ結構だと思います。

岐阜県のガイドラインによりますと、新たな地域クラブは、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、学校と連携し運営を行うと記されております。休日の活動のみならず、平日の夜間の活動、これは放課後については学校部活動という形になります、も含め、持続可能な地域クラブへと移行していくよう努めてまいります。

補足になりますが、民間クラブもご紹介します。

このクラブは、地域に関係なく任意で加入するものであり、種目に対する知識・技術の強化を図り、勝利をより強く求める特徴がございます。この民間クラブに加入している生徒は岐南中学校にもおりますが、地域クラブの運営方針の趣旨とは異なりますので、今回の部活動の地域移行先としては該当いたしておりません。

続いて、2番目のご質問、教員の働き方改革になっているのかというご質問でございますが、部活動が負担の一つになっている教員がいることも確かでございます。希望しない種目の部活動担当となり、専門としない部活動について改めて学ぶ必要があることや、拘束時間が長くなり仕事と家庭の両立に負担が増えることなどが理由として挙げられます。

部活動は教員のマストの業務ではなく、これまではボランティアの意識で臨んでいた職員も一定数おりました。一方で、部活動の指導が楽しいと感じている教員もおります。こうした教員は、恐らくですが、学生時代からその活動に熱中でき、部活動から多くのことを学び得た、そうした経験を有する先生だというふうに思っております。そうした部活動の指導を希望する教員に対しては、兼職・兼業の申請・承認を得て、休日部活動の指導ができるようにしております。部活動に生きがいを感じ、働き

がいにつながっていることも事実でございます。

教職員も、自分はどう働くのか、そういったことを問われる時代に来ているのかもしれない。休日の部活動を担当するのかもしれないのか、一律に決定することはできませんが、今お話しさせていただいた点からも、総じて教職員全体の働き方改革にはつながっている、そんなことを思っております。

3点目、各家庭の費用負担は部活動と比べてどうかというご質問でございますが、各種目の詳細までは把握できておりませんが、スポーツ安全保険等に参加する分について費用がかかることになります。

これまで、例えば保護者クラブで加入をしている部活動に関しては、地域クラブになっても費用負担は保護者クラブと大きく変わることはないと思っております。

最後に、2025年度までに地域移行が可能かというご質問です。

国や県も現段階で地域クラブの定義を定めていない状況でございますが、スポーツや文化・芸術の各種団体がガバナンス・コードを遵守し、4つの要件というのがございます。視点1、2、3、4ございますが、視点1として、規約、役員の確認。視点2として、会計、通帳の確認。視点3として、指導者の登録、管理の確認。視点4として保険の確認。これらの視点が整理され、要件を満たしていれば地域クラブと考えることができます。したがって、可能であるというふうに思っております。

これまで、この部活動の地域移行については、何度か定期的に部活動検討委員会を開催し、生徒の活動に支障が出ないように配慮しながら進めてまいりました。さらに新年度ですが、生徒の活動が保障され、円滑に実施されるよう、地域クラブ活動推進室、これは仮称でございますけれども、また名前は改めて決めますが、そうした組織を立ち上げて体制を整備する計画を進めております。

そのことを申し上げて答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井 明君） 1番 広瀬恵理子議員。

○1番（広瀬恵理子君） 答弁ありがとうございました。

続きまして、2項目めの質問に入らせていただきます。

児童・生徒の安心・安全について。

令和6年6月の一般質問で、子供たちの安心・安全な学校生活に向けて、不審者からの声かけ、連れ去り等を防ぐ取組についての現状を質問しました。

岐阜県警察安心・安全メールで通知された岐南町で発生した児童・生徒への声かけや付きまとい、その他の事件が、今年4月20日以降から5月半ばまでに5件発生しています。すぐーるや保護者同士の情報網で警戒はしていますが、やはり自分の命を守るための備えは必要だと感じます。いざというときは突然やってきて、恐怖で体が動

かない、声が出せないことも考えられます。

先日、岐南町の小・中学校で同時に引渡し訓練が実施されました。私も保護者として引渡し訓練に参加しました。当日は大雨でしたが、小学校、中学校、学年ごとに時間指定があり、各教室でのやり取りや昇降口での混雑もなく、多少の交通渋滞はありましたが、譲り合い、スムーズに進んでいたように感じます。小学校のときから毎年実施することで、学校と保護者との連携がつけられているのだと感じました。

そのことから4点お尋ねいたします。

1つ、実際に不審者事案が発生していますが、各学校で具体的にどのような働きかけが行われていますか。

2つ目、近隣市町で不審者事案が起きた場合、児童・生徒は通常どおり登下校をするのか、引渡しをするのかの判断はどのようにされていますか。

3つ目、校区内で刃物などを持った危険度の高いケースでは、学校待機などで安全の確保や引渡しを実施する等の判断はどのように行いますか。

4つ目、岐南町内の小・中学校で同時に行われた引渡し訓練の成果と課題を教えてください。

以上となります。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 広瀬議員の2項目め、児童・生徒の安心・安全についての1番目のご質問、実際に不審者事案が起きたと、それに対しての学校での具体的な働きかけについてご質問をいただきました。

初めに、5月8日木曜日、立川市内の小学校で起きた事案がございすけれども、小学校2年生の教室に複数の大人が侵入したことにより、子供たちには本当に怖い思いをさせてしまったこと。また、その状況で対応した教職員の中には、けがを負った方もいたという報道を聞き、本当に大変遺憾に感じております。

各学校において、重大な不審者事案や近隣での事案が発生した場合、メール配信システム、これからすぐーるといいますけれども、すぐーるによる保護者への啓発、そして子供たちには放送による指導も含め、各学級担任のほうからも、不審者事案への具体的な指示を出しています。そうした形で対応をしております。

今回の事案を受けて、羽島郡二町教育委員会といたしましても、各学校の不審者対応に関わる避難訓練の実施状況と計画、そして危機管理マニュアルに示されている校門、そして校門から校舎入り口、校舎入り口でのチェック体制の3段階チェックの有無とともに、マニュアルの更新状況等を確認いたしました。

各学校では、今後実施予定の命を守る訓練、年間3回から5回ほど行われておりま

すけれども、そうしたものの研修において、不審者侵入時の対応や避難の仕方等についても実践的に学んでいく予定であります。

また、既に行われている引渡し訓練などでも、災害時だけではなく、防犯の観点も必要であると考えますので、それに対応したマニュアルへの更新、計画的な訓練が実施できるよう配慮いたしていきます。

続いて2番目のご質問、近隣市町で不審者事案が起きた場合の登下校についてをお答えしたいと思います。

近隣市町での不審者事案については、基本的に岐阜羽島警察署または岐阜県教育委員会学校安全課がございすけれども、そこからの情報を基に対応していくということをしております。また、保護者や地域の方からの情報提供は、対象となる市町教育委員会の学校安全担当、岐阜羽島警察署に事案を照会し、様々なリスクに対する相談・助言を受けてそこで判断をします。どのような判断をするかということ、通常どおりの下校をする、教員引率による下校をする、保護者への引渡しをする、学校待機、この4つの中での判断になると思います。

続いて、校区内で刃物などを持っているような危険度の高いケースでの対応についてございすけれども、校区内で刃物を持っている人物がいる場合等、非常に危険度が高い事案の情報を得た場合は、学校と教育委員会が連携し、岐阜羽島警察署や岐阜県教育委員会を通じて、事案の確かで詳細な情報を得ると同時に、パトロール・巡回の依頼をいたします。そして、学校内に人物が侵入してこないよう、ふだん以上に門扉の施錠を確認し、校内の巡回に努めてまいります。

下校については、近隣で目撃情報が続いているような状況があれば、待機をして引渡しと判断をいたします。集団下校での対応をするかどうかは、客観的な情報を基に判断をいたします。

しかし、不審者がいつ、どこで現れるのかを予測することは非常に困難でございす。学校では、いざというときのことも鑑み、ふだんから連れ去り防止教室、あるいは交通事故、あるいは防犯等の観点で登下校の指導をしております。

日頃から児童・生徒を見守っていただいております地域の見守りボランティアの皆様方やPTA校外指導委員の皆様方には感謝するとともに、また地域の方々にもこれからお力添えを賜りますようお願いを申し上げますところでございす。

最後に、岐南町の小・中学校合同で行われました引渡し訓練の成果と課題についてお答えをします。

初めに、引渡し訓練の現状でございすが、事前にお迎えが難しいと連絡をいただいた家庭が30件ございしました。その数は引いたものになりますけれども、保護者の参

加率から見たときに、小学校では100%、どの小学校も100%、中学校では99%、指定された15時30分までに迎えに来ることができなかったご家庭が6件ございました。保護者の参加については、100%に近い保護者の協力を得ることができ、非常にありがたく思っております。

また、引渡し完了までの時間でございますけれども、各学校ごとで若干違いがございますが、小学校の平均では約1時間54分、中学校では2時間という時間がかかりました。ただし、スムーズに行われたということを聞いております。

成果として4点を挙げさせていただきますけれども、雨天時の保護者の誘導や、グラウンドに線を引けない中で、駐車場の確保など臨機応変に動くことができた聞いております。また、大雨という状況の中だったからこそ、実際に想定した訓練ができた。しっかり実際の状況に近い訓練ができたということを担当者のほうから聞いております。

2つ目、小・中学校合同で行ったことで、より実践的な動きを想定してシミュレーションができたということ。

3つ目、兄弟・姉妹がいる保護者に対して、高学年児を引き渡す際に、低学年児の引渡しもそのときにご依頼申し上げたようでございますが、突然の依頼であったにもかかわらず、低学年児の引渡しも非常に円滑に行うことができた。

4つ目としては、実際は町内学校全て同時に引渡しとなる可能性が高いと思われます。今年度は中学校との兄弟関係がある場合の引渡しも流れが確認できてよかったということを挙げております。

課題としては2点。

実際の災害時や防犯対策で急な引渡しをする際、すぐに迎えに来られる保護者と待機を強いられる児童・生徒がいるということを想定しなければいけないということ。また、緊急時の引渡しの場合は、学童保育も休止となる、そうしたことも念頭に置いておく必要があるということを挙げております。

もう一点、保護者の動線として、安全を確保するために、車の誘導等、すぐ一での配信や当日の看板で案内をしておりましたが、現状を見たときに逆走される方もあったと聞いております。非常に危険な状況だったということを聞いておりますので、その状況を把握できたこととともに、今後丁寧に繰り返し、そうしたことは徹底していきたい、そうしたことを課題として挙げてございます。

いつ来るか分からない災害や防犯への対応でございますけれども、こうした成果と課題から実際に考えながら動くのではなくて、体で動いていくと、自然に動くという、そういったところまで高めていけるような、より一層実践的な訓練となるよう努

めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井 明君） 2 番 加藤雅浩議員。

○2 番（加藤雅浩君） おはようございます。2 番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、大きく 3 点質問をさせていただきます。

まず初めに 1 つ目、A I 導入で業務効率化、岐南町の次なるステップはどこに、戦略的 A I 活用による持続可能な行政サービスの道筋ということで、皆さん A I は使われたことあるでしょうか。

人類の歴史というのは、情報技術の革新によって常に大きな変革を遂げてまいりました。15 世紀、活版印刷の登場で、それまで一部の権力者や知識層に独占されていた知識、知というものを書物として大衆の手に開放しました。20 世紀半ば、テレビの登場は映像と音声を瞬時に家庭に届け、私たちの生活様式と文化を一変させました。そして 1995 年、Windows95 の登場で、インターネットを世界中の誰もが使えるものへと変え、情報の海への扉を開き、2007 年の i P h o n e の登場では、一家に 1 台であったコンピューターを私たちの誰もがポケットに持つ、1 人 1 台のスーパーコンピューターへと進化をさせたのです。

そして現在、私たちはこれら過去のどの変革にも劣らない、あるいはそれをはるかに超えるインパクトを持つ可能性を秘めた A I 技術の急速な進化という、まさに歴史的な変革期の真ただ中にいるわけであります。この大きなうねりは、当然のことながら、基礎自治体の行政運営にも避けては通れない課題と、そして大きな可能性を提示しています。

A I の戦略的な活用は、今後の住民サービスの質、業務の効率性、ひいては町の持続的な発展そのものを左右するといっても過言ではありません。ここで重要なのは、A I を単に使えるということと、真に使いこなせるということの間には、実は大きな隔たりがあるということです。これはまるでメジャーリーグで活躍したイチロー選手と、その物まねで人気のニッチローさんのような違いがあるのかもしれませんが、どちらもバットを持ってボールを打つことはできるんですが、生み出される成果には計り知れないほどの差が生まれます。

まさに A I の活用もこれと同じと言えます。単にツールを導入するだけでは、形だけの A I 利用に終わってしまうかもしれません。真の業務効率化や行政サービスの向上につなげるには、それぞれの業務に応じた A I の特性を深く理解し、戦略的に使いこなすことが必要となってきます。

そして、本日の議論の前提として極めて重要な点を明確に申し上げたいのは、ChatGPTをはじめとする生成 A I が注目を集め、一種の A I 万能論とも言えるような

過度な期待が一部で見受けられます。しかし、そのようなA Iなら何でもできるという漠然とした期待や、取りあえず流行のA Iを使ってみようといった安易な議論は、行政の現場における着実な業務改善という観点からはむしろ遠回りです。

なぜなら、これら汎用的なA Iというのは、その応答の質が入力する指示によって大きく左右され、行政業務に不可欠な情報の正確性や一貫性を常に担保できるものではないからです。

ですから、本日の質問は、単にA Iを使いましょうというような表面的な話ではなくて、あくまで町の具体的な行政課題の解決に真に貢献する業務に特化したA I、それから適切に調整・管理されたA Iアプリケーションを冷静な目で見極め、戦略的に活用していくべきだということです。

この大前提を共有させていただき、質問に入らせていただきます。

まず1つ目、本町のデジタル化とA I活用の現在地について伺います。

現在の取組状況における具体的な成果、今後乗り越えるべき重点課題について、町の率直な認識をお聞かせください。

2つ目。次に、A I導入の障壁についてです。

セキュリティ、予算、あるいは職員の意識など、様々な要因が考えられますが、A Iツールの本格導入を推進する上で、現時点で最も大きな見えざる壁となっている要因は何だとお考えでしょうか。そして、その壁を乗り越えるための具体的な戦略と覚悟をお聞かせください。

そして3つ目、少子高齢化の波は、本町の行政運営における人材確保という部分でもますます困難にさせております。限られた職員の数で、質の高い行政サービスを維持していくためには、業務の在り方の抜本的な変革というものが不可欠となってまいります。このような厳しい時代認識の下、A I、それからR P Aといった自動化ツールを今後の行政運営において、職員がより創造的な業務に集中するための戦略的パートナーとして、どのように位置づけ、活用していくべきだと考えているのでしょうか、お答えください。

4つ目、A Iを真に業務の力とするためには、全職員がA Iを使いこなせるスキルを持つことが不可欠です。今後、町として職員のA Iリテラシーの底上げはもとより、特定の業務でA Iの活用も牽引できる人材というものを計画的に育成、それから確保していくなど、具体的な方針、それから研修プログラム、あるいはキャリアパスの提示などを考えているか、お聞かせください。

次に5つ目です。世の中には、グーグルのNotebookLMのように特定の資料検索に特化したツールや、プレゼン作成のG a m m a、業務自動化のZ a p i e rなど、多様

な専門A I ツールが登場しております。このような特定の業務課題の解決に直結し得る専門的なA I ツールについて、町としてその有効性を積極的に調査・研究し、限定的な範囲での試験導入、いわゆる実証実験P o Cを行ってみるという具体的な一步を踏み出す考えはあるでしょうか。お答えをお願いいたします。

6つ目、A I の本格活用は、デジタル化、クラウド化、自動化、その先にあるわけですね。こういうD Xの土台の上に花咲くものであるわけなんです。現在の町のD Xの取組を、この段階に照らし合わせた場合、率直にどの段階にあると認識しているでしょうか。そして、次のステップであるA I の本格活用を力強く推進していくためには、今、特にどの段階の取組に最も注力すべきと考えているでしょうか。具体的な戦略と優先順位をお答えください。

最後、7つ目です。これまで導入されてきた多くの個別業務システムについて伺います。

各システムの保守費用はかさむ一方で、行政全体の抜本的な効率化に必ずしも直結していない、あるいはシステム間の連携不足がかえって非効率を生んでいるといった懸念はないでしょうか。今後、A I の本格活用も見据えた上で、真に業務効率化に資するシステム全体の聖域なき最適化や連携強化に向けて、どのような改善方法と具体的な行動計画を持っているのか、お示しいただければ幸いです。

以上7点、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 加藤議員の1項目め、A I 導入で業務効率化と町の次なるステップ、戦略的A I 活用による持続可能な行政サービスの道筋についての1番目のご質問、町におけるデジタル化及びA I 活用の現状認識、具体的な成果と今後の重点課題についてお答えをいたします。

本町は、岐南町D X推進計画に基づき、D X推進に力を注いでまいりました。その中の一つに行政手続のオンライン化がございます。本来、役場窓口で行う手続や申請をオンラインで行うことで、住民の皆様は時間と場所を選ばずに手続ができるようになりました。全ての手続がオンライン化できているわけではございませんが、今後もさらなる拡充を図っていく所存でございます。

このように、出向かないで手続や申請などを行うことが可能になったことにデジタル化の進展を感じております。

次に、A I 活用についてですが、特に分析業務や文書作成業務において、A I の活用が期待されており、職員の業務負担を軽減し、より創造的な業務に集中できる環境を整えることを目指しています。

具体的な取組といたしまして、行政用ＡＩを試験導入し、定型挨拶文や提案書など文書作成支援に活用することで、迅速かつ的確な文書作成を可能とし、業務の効率化に寄与しております。

今後、デジタル化及びＡＩを活用する上での課題といたしまして、住民のデジタルリテラシーの向上が求められること、ＩＴに不慣れな方へのサポートが必要であることなどが挙げられます。このため、オンライン申請の利用促進に向け、啓発活動を強化していく必要がございます。さらには、ＡＩ技術の導入に際し、その精度や信頼性を確保するためのデータ整備や運用体制の構築が重要です。これらの課題に対しましては、関係者と連携しながら解決策を模索し、持続可能なデジタル社会の実現を目指してまいります。

２番目のご質問、ＡＩツールの導入、活用を推進する上での最大の障壁と、その戦略的克服策についてお答えをいたします。

ＡＩ活用の重要性が現代の行政運営においてますます高まっている中、その導入や活用が思うように進まない背景には、様々な要因がございます。ＡＩツールの本格的な導入や活用を推進する上で見えざる壁は、職員の新しい技術への心理的抵抗感や負担感であると考えております。

新しい技術の導入には、職員がその利点を理解し、受け入れることが不可欠ですが、これまでの業務慣行や経験から来る不安感や抵抗感が、ＡＩ導入のスムーズな進行を妨げている側面があります。これらの対策といたしましては、職員への教育を行い、実践することが重要であると考えてございます。ＡＩ技術の基本的な理解を深めるための研修を行い、実際にＡＩツールを使った業務改善の成功事例を共有することで、職員の不安を軽減し、積極的な参加を促すことができると考えております。

また、他の自治体の先進事例を参考にしながら、本町に適したＡＩツールを選定し、その導入プロセスを透明化することで、職員が安心して新しい技術に取り組む環境を整えていきたいと考えております。

３番目のご質問、人材確保困難時代を見据えたＡＩ・自動化ツールの戦略的役割と活用方針についてお答えをいたします。

少子高齢化が進行する中で、人材の確保はまさに喫緊の課題であります。国のデータによれば、2050年には、地方公共団体の職員の生産年齢人口が25%減少すると見込まれております。今後、限られた職員数で行政サービスの質を維持し、さらに新たなサービスを提供するためには、ＤＸの推進が必要不可欠でございます。ＡＩやＲＰＡなどの自動化ツールは、その最適な手段であると認識しております。

４番目のご質問、全職員がＡＩを使いこなせる人材へと育成・確保するための具体

的な方針及び計画についてお答えをいたします。

全ての職員がA Iを使いこなせることができれば、町の業務クオリティーを向上させ、住民サービスの向上につながるものと期待されます。しかしながら、全職員がからA Iの使い方を学び習得するには膨大な時間がかかり、業務効率化の悪化が懸念されます。議員のご意見にもありますとおり、文書作成A Iの応答の質は、入力する指示、いわゆるプロンプトの的確さに依存しております。そこで、そのプロンプトをテンプレート化し、求める答えの状況や条件を一部入力するだけで、全ての職員が一定のレベルでA Iを操作できるようにすることが可能であります。

A I導入後は、全職員が容易に使いこなせるようテンプレートの設定に重きを置くことに加え、A Iを使いこなせるための人材育成を行います。この育成は、管理職及び各部署に配置されておりますD X推進員を中心に進め、計画的に生成A Iセミナーへ参加させるなど研修を検討してまいります。

5番目のご質問、特定業務に特化した専門A Iツールの戦略的な試験導入と活用可能性についてお答えをいたします。

本町におきまして、特定業務に特化した専門A Iツールの導入につきましては、具体的な考えをまだ持っておりませんが、さきの質問でお答えいたしましたとおり、当面は汎用的に使える生成A Iの導入に注力してまいります。

6番目のご質問、D X化の進捗段階に関する現状認識と、A I本格活用に向けた今後の最優先課題及び戦略についてお答えをいたします。

本町のD Xの取組の状況の段階につきましては、横断的にお答えするのは困難ですので、一部業務を細分してお答えさせていただきます。

オンライン申請業務につきましては、クラウド化の段階にあると推察されます。オンライン申請により、申請者の情報は電子データとして保存されますので、今後はそれらのデータを自動で分析・仕分などができるシステムを導入していけたらと考えております。

窓口申請業務につきましては、いまだ手書きの申請が多く、デジタル化には到達できていないと推察され、書かない窓口の推進が今後の重要課題であると捉えております。書かない窓口とは、マイナンバーカードなどを読み込むことで、氏名や住所、生年月日などの情報を申請書に入力することができるシステムでございます。今年度更改されます町の基幹システムに合った最適なシステム導入を検討してまいります。

最後に、7番目のご質問、既存行政システムの費用対効果の徹底検証及びシステム間の連携の断行による真の業務効率化推進についてお答えをいたします。

現在、町で導入しております行政システムは、一般財団法人市町村行政情報センタ

一が提供する総合行政情報システムです。このシステムは、岐阜県の30以上の市町村で利用されており、本町における多くの業務がこのシステムを用いて行われております。

総合行政システムは業務間の連携に優れ、他県からも導入業者が視察に訪れるほどでございます。ただし、このシステムは、他の企業が提供する業務の効率化を促進するシステムが介入しにくく、ベンダーロックインが発生するという欠点もございます。そうした中で、国は地方公共団体に対し、標準化対象事務について標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づける地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を制定いたしました。

本町も、今年度、新しいシステムへの移行を予定していますが、この標準化システムは、全国の市町村で同じ仕様に基づいて構築されるものであり、先述のベンダーロックインの解消が期待されています。今後、標準システムと様々なシステムが連携することが見込まれており、現在多くの企業からご提案をいただいております。

業務効率化に寄与するよりよい連携システムを導入するため、新システムの移行後は、他の自治体の導入状況や成功事例を参考にするなど、慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。答弁ありがとうございます。

AIを活用して、自分たちの業務の効率化だけではなくて、その先にある住民サービスへの向上というものにつなげていただけると非常にいいのかなと思います。

こうした技術の進化がもたらす未来から、私たちの町の未来そのものである子供たちの教育へと視点を移していきたいと思っております。

2つ目、全ての子供に居場所と学びを届ける町へ。岐南町における不登校支援の抜本的強化と多様な学びの保障を目指してということで、皆さんご存じかどうか分かりませんが、令和5年度、不登校の小・中学生は全国で約34万6,000人と、過去最多を記録したそうであります。

これは学校という場が、一部の子供たちにとって安心できる居場所や学びの場でなくなりつつあるという、社会全体で向き合うべき厳しい現実を示しております。

こうした状況に対し、国は、不登校の児童・生徒一人一人の状況に応じた個別の指導計画を可能にする特例制度というものの検討を始めているという報道がなされました。画一的な教育から、一人一人の個性に寄り添う教育への大きな転換を促すものであるというふうに認識をしております。

ここ岐南町においても、国の定義に当てはまる不登校の児童・生徒はもちろん、様々な理由で学校に通いづらさを抱える、いわゆるグレーゾーンのお子さんたちがいるということも、現場の声を通じて感じております。

そして、GIGAスクール構想で整備された1人1台の端末、個別最適な学びという理念は、こうした子供たちへの支援を考える上で非常に大きな鍵となります。

そこで、岐南町が全ての子供に居場所と学びを届ける町となるために、教育委員会の考えと具体的な取組についてお尋ねいたします。

まず1つ目ですが、町における不登校及びその傾向にある児童・生徒の正確な人数や傾向、要因について、教育委員会はどのように把握、分析しておるのでしょうか。また、現在どのような支援が行き届き、一方でどのような点に課題を感じているか、お聞かせください。特に、統計に表れにくいグレーゾーンの子供たちを早期に発見し、きめ細やかな支援を届けるための具体的な把握体制と支援策について伺います。

次に2つ目ですが、国が新設する個別指導計画特例制度についてです。

これは報道ベースなので、答えられる範囲でというところもあるんですけども、この制度は、不登校のお子さんにとって個別最適な学びを具体化する大きなチャンスです。町として、この新しい制度をどのように受け止め、具体的にどのような準備を進めていこうと考えておられるのでしょうか。国の方針を待つだけでなく、町独自の判断でモデル的な取組を先行実施するということも考えられると思いますが、いかがでしょうか、お答えをお願いいたします。

3つ目、GIGAスクール構想で整備された1人1台の端末は、不登校の児童・生徒が学校以外の場所でも学びを継続するための強力なツールです。これらのICT環境を最大限に活用し、在宅でのオンライン授業への参加、個別の学習進捗に合わせた教材の提供といった多様な学習支援体制をどのように構築しておられるのでしょうか。また、その際の教員負担の軽減策、家庭との連携といった運用面の課題にどう対応していくかも併せてお答えください。

4つ目、不登校の児童・生徒の中には、学校外のフリースクール等で学びを継続しているケースも少なくありません。これらの施設を、公教育を補完する重要な社会資源としてどのように位置づけているのでしょうか。そして、町の教育支援センター、学校、フリースクール等の間で、児童・生徒の情報共有や指導方針の協議といった具体的な連携体制の構築についてどう取り組まれているのでしょうか。

また、フリースクール等での学習活動を学校の出席扱いとするだけでなく、その学習の成果自体を柔軟に評価することについての所見をお聞かせください。

最後、5つ目です。教育長に伺います。

個別最適な学びを通じ、不登校であるかないかに関わらず、全ての子供たちの学びと成長を社会全体で支えていくという観点から、岐南町として今後どのような教育方針を掲げ、支援体制を構築していかれるでしょうか。

全ての子供に居場所と学びを届ける町という目標を達成するための具体的なロードマップや目標、そして必要な予算、人員の確保について、明確なビジョンをお聞かせいただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 加藤議員から不登校支援に関わるご質問をいただきました。

この不登校支援に関わる内容につきましては、非常に多岐にわたって、一人一人を大切にするという意味では、本当に丁寧にお答えすべきところではございますけれども、どうしても時間の関係もあり、要点を絞ったような内容になります。十分伝わりにくい点があるかもしれませんが、ご理解いただきたいと思います。

それでは、まず1番目の質問、不登校傾向にある児童・生徒も含む実態等についてお答えをいたします。

不登校児童・生徒については、年間30日以上欠席者について、ここ3年間の推移をお伝えいたします。令和4年度、小・中合わせてですけれども87名、令和5年度93名、令和6年度68名であり、コロナ後に増加傾向であった不登校児童・生徒数ですが、令和6年度は減少をしております。また、不登校傾向が見られる児童・生徒数は、令和6年度でいいますと、年間30日以上欠席はしていないが、一月に7日以上休んだことのある児童・生徒は小学校で7名、中学校で7名ございました。また、不登校を含む病気や一時帰国での一月7日以上長期欠席者については、小学校で83名、中学校で59名の合計142名でございました。

これらの児童・生徒について、毎月提出される記録を基に見守り、助言を行っております。担任の行った手だて、本人・保護者の様子や変化、学校としての具体的方途を分析し、その情報を学校と教育委員会で共有をしており、学校からのアプローチはあるのか、サポートセンタースマイルや校内教育支援センターを勧めるのか、あるいはVR、仮想空間ですね、VR教室やフリースクールの活用はどうかなどを検討し、つながりやつなぐこと、そうしたことを大事にしております。

続いて2番目、国の不登校特例制度に対する具体的な対応方針と先行実施等についてでございますけれども、この不登校特例制度が認められれば、教育課程を弾力的に運用したり、各教科の指導内容を絞り込んだりすることなどが可能になります。また場合によっては、下学年の内容に戻って学び直すこともできます。そうした点で、児童・生徒に寄り添う望ましい制度でもあると考えます。

現在スマイルでは、最初のアセスメントの際に、何を目的にどこまでの支援を進めるのか、本人、保護者、学校と相談をしてから通所を開始しております。支援内容が学習中心の場合もあれば、学校復帰までのエネルギーを蓄える場合、あるいは人との関わりを中心とする場合など、個に応じて異なります。

そして、毎月の通所実績や学習・生活の様子、成果と課題及び今後の見通しを通所報告書として作成しております。こうしたことが個別の指導計画、支援計画というんですかね、どちらか分かりませんが、に準じたものになると捉えており、目的に応じた柔軟な対応を計画的に進めることにつながっていると考えています。

さらに、教育支援センターの機能の充実、拡充について考えますと、どこまで人的配置を進められるのかが非常に大きな課題となってまいります。

現在進めている校内教育支援センターの充実であるとか、あるいは学習指導、教育支援のスタッフと合わせて、スマイル岐南やスマイル笠松のサポートセンターも充実するよう、人的配置と職員の資質向上に努めてまいります。

続いて3番目のご質問、個別最適な学びの理念を不登校にどう具体的に生かすかについてお答えをいたします。

羽島郡内の学校では、個別最適な学びを保障する環境整備の一環として、ミライシードのA Iドリル「ドリルパーク」と、そしてデジタルテスト「テストパーク」を導入しております。これらのアプリケーションでは、個で学習を選ぶことができること、ロケーションフリーで学ぶことができること、フィードバックして学ぶことができる、そうしたことが実現でき、いつでもどこでも自分に合った学びを選択することができます。

不登校傾向の児童・生徒がA Iドリルで一つでも問題を解けば、その頑張りを学習履歴を通じて先生とつながることができます。先生は、自分の学級をクリックすると、どの生徒がどれぐらいこの学習をしているか一目で把握できる、そういったシステムが内蔵されております。ほかにも直接会ってとか、電話でとか、T e a m sなどで方法は様々あり、先生からの声かけや励ましを受けることもできます。

教育委員会といたしましては、このA Iドリルを1つの機会として、学びを諦めない、学年を戻すことでできた自分といいますか、そうしたことを実感できることを通しながら、個別最適な学びの実現を図るとともに、無気力ではなくて気力が沸き立つ学びとなることを目指してまいります。

続いて、4番目のご質問、教育支援センターの機能強化と学校、フリースクール等との具体的な連携方策についてお答えをいたします。

教育支援センターの機能強化につきましては、先ほどお答えをいたしましたので、

ここでは学校・フリースクールとの連携方策について述べさせていただきます。

現在、羽島郡二町の学校・フリースクール等連携ガイドラインに沿って行っております。連携を始めるに当たって、各学校の校長と教育委員会の担当は必ずフリースクールに出向き、学習環境やカリキュラムの説明を受け、学校と何をどのように連携できるかを確認します。そしてその上で、保護者と学校、フリースクールの間で十分な連携・協力があり、必要な指導・支援が担保できると判断した場合には、指導要録上、出席と認めております。

評価については、指導計画や指導内容が学校の教育課程として適切な場合、指導要録に学習状況を文書で記入をしたり、あるいは観点別の状況に該当するところに評価を記したり、教育通信などで伝えたりすることもできるようにしております。

最後です。

教育長としての教育のビジョン、ロードマップ、今後の支援体制、方向性について、これはお答えするというよりも考えを述べさせていただきます。

人の一生というのは、妊娠期から始まって出産、乳児期、幼児期、学童期、青年期、成人期、壮年期、老年期の時期を迎えて終わります。それぞれの時期に特有の発達があって、獲得される資質・能力も異なってきます。ゆえに、発達段階に適した指導・支援が必要となってまいります。

例えば乳児期を例に挙げると、養育者から愛情をたっぷり注がれて適切、親密に育てられる経験をすると、外の世界に対する安心・安全や養育者に対する信頼を抱きます。こうして基本的信頼が育まれていきます。他人に自分のありのままを受け入れてもらうことができる他人への信頼感と、自分は他人から大切にされている価値のある存在であるという自分への信頼感が育まれます。

この基本的信頼は、人が発達の過程で自分と他人を信頼し、情緒的かつ継続的な人間関係を構築する土台となる感覚と言われています。

今お伝えしましたように、ほかの時期にもそれぞれに特有の発達がございます。人の一生は選択と決定の繰り返しであり、そのロードマップを示すことは一人一人異なりますので、ここでお示しすることはできません。

ですので、このご質問の中では、教育という視点から大切にしていること、大切にしたいことについてお答えをしたいというふうに思っております。昨日もお答えをさせていただきました。重なるかもしれませんが。

令和6年3月作成の教育大綱を基に、羽島郡二町教育委員会では第4次教育振興基本計画を策定しております。目指す将来像として、VUCAとも言われる先行き不透明な変化の激しい時代において、人が生きる本質を深く認識し、この本質という言葉

は非常に難しいんですけれども、私は生きていることだけですごいいいことだということ、そして自分の命が誰かのためになっているということ、それが本質だというふうに思っています。郷土への愛着を持ち、人々の幸福を願い、この幸福というのは、今のウェルビーイング、自分だけの幸せではなくて、周りの幸せ、当然肉体的、精神的、社会的な幸せもありますけれども、周りの幸せを意味しています。そして、個の持ち味の発揮と他者との協働を通して、地域の豊かな未来を創造する人を挙げています。

その実現に向けて大きく2つです。

自らの意思を持つ、そして他者との協働を通して、願いの実現に向けた実践力を育成する。それが1つ。

2つ目。学校、家庭、地域、行政の役割を明確にし、共通の共有した目標の具現に向けて、おのおのの強みを生かした連携が図られた教育を推進する。

この2点を基本方針としながらも、4つの基本目標を柱に18の施策、39の内容に取り組んでおります。詳しくは、令和6年3月作成の教育大綱、第4次教育振興基本計画、ホームページにも載っておりますので、ご覧ください。

そして、児童・生徒の育成に関わって、私が大事にしていることも述べます。

1つ目は、子供の心に火をつけるということです。

主体性を育み、没頭することの価値や楽しさを味わうこと、1つ目。

2つ目は、人と物などの様々な関わりを持つことで、これまでの自分にはなかったものに気づき、よさを自覚し、視野を広めること。また、その背景にある優しさや温かさに触れ、協力・協働することの価値をつかむこと。

これが教育長としての理念であり、今後もぶれることなく貫いてまいりたいと決意しております。

終わりに、子供を守るという言葉をよく聞きます。それをどう捉えるかなんですが、私は自分で人生を切り開いていく力を身につけることを意味していると考えています。戦国時代の武将、今川義元が徳川家康、竹千代ですね、への教育に対して家臣に命じた「むごく育てよ」、このむごく育てよというのは、甘やかせて思いどおりにさせれば駄目になるぞ。そして駄目になったその家康の土地を自分のものにしようと、そういったたくらみがあったようですね。ただ、そこで世話をした和尚様が厳しい指導をしたので、そうはならなかったという話でございましてけれども、その様々な経験の中で苦労し、試行錯誤しながら学び、成長の実感と喜びを得ることを通して、いずれかの分野で社会貢献、地域貢献できる人に育っていくものと私は思っています。真の意味で子供を大切にした教育を進めてまいります。これが決意でございま

す。以上です。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） ただいま教育長からの思いを伝えさせていただいたところですが、私、町長としての思いも併せてお伝えをしたいと思います、答弁をさせていただきます。

皆さん、考えてみてください。

今、日本はいまだかつてない人口減少という大きな課題を抱えております。皆さんは、生まれた子供が70万人を切ったという報道をどのように捉えられたでしょうか。

我々行政は、町民の皆さんの日々の暮らし全般を守っています。だからこそ、私はこの人口減少、少子高齢化の影響を日々受け止めています。

現在、子供の居場所は主に家庭、学校になっています。しかし、子供たちは家庭、学校だけで生きているわけではありません。

岐南町は今日までも子育て、教育行政を行ってまいりましたが、子供の視点での政策はありませんでした。この課題に立ち向かうためには、今までの当たり前を変えていくことが必要だと考えています。

私は今までにも一貫して、子供は社会で育っていると申し上げてまいりました。未来を担う子供たちのために、全ての子供たちの権利を守るために、本町におけるできる限りの資源を活用し、未来を担う子供たちへ居場所と学びを届けてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

次に3つ目、岐南町における放課後の子供の居場所づくりと学童保育の在り方について、「子どもが輝くまち ぎなん」実現に向けた建設的対話と具体的行動の提案ということで、最後の質問をさせていただきます。

子育て家庭支援の根幹をなす放課後の子供の居場所づくりについて伺うわけなんです。第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画というものがございまして、これに掲げられた「子どもが輝くまち ぎなん」の実現に向け、共に知恵を出し合い、具体的な一歩を踏み出すための建設的な議論とさせていただきたいなというふうに思っております。

まず、学童保育の現状についてです。

特に東小学校区の学童保育では、定員充足が続き、受入れが難しいという声並びにデータが示されております。また、東学童と西学童が学習等供用施設、いわゆる町民センターを利用している現状というのは、子供たちの育成環境として最適とは言えな

い目的外使用の状態にあると認識しております。

この現状に対し、町として短期的にどのような工夫を凝らし、中長期的にはこの状態をどのように改善・解消していく考えか、具体的な対応策をお聞かせください。

次に、第3期計画の中でも連携強化がうたわれている放課後子ども教室の役割についてです。

真に長時間の保育が必要な児童と、一定時間の見守りや活動の場を求める児童とでは、必要とされる支援が異なります。放課後子ども教室の活動内容や実施体制をさらに充実させることで、学童保育との効果的な役割分担を図り、より多くの子供たちにとって魅力的な選択肢を提供できると考えますが、町の見解と、その実現に向けた具体的な推進策についてお聞かせください。

次に3つ目、放課後の居場所確保には、学校施設の有効活用が鍵となります。

しかし、本町の教育行政は、羽島郡二町教育委員会によって運営されており、岐南町独自の課題、特にこの学童保育の定員がいっぱいになっているというような問題は、岐南町独自の課題にあって、2町の教育委員会として主体的な動きが取りにくいんじゃないかという構造的な難しさがあるのではないかなと拝察するわけなんです。この喫緊の課題に対して、町として、この枠組みの中でどのように主体性を発揮し、町内学校施設の積極的な放課後活用を進めていく考えでしょうか。学校現場の負担とならないよう、町としてどのような支援策を具体的に検討されているか、お聞かせください。

4つ目、国は学校施設を活用した一体運営を推奨しております。

昨年、私とほか議員数名の方、お誘いいたしまして、愛知県東郷町の放課後子ども教室きらきらこどもを視察に行きました。

学校施設を効果的に活用しているすばらしい事例もこうした事例としてあるわけなんです。先進事例の中では、首長、教育委員会が学校施設の利用に関する協定書というものをきちっと結んで、円滑な運用を実現している例も見られるわけでございます。

本町として、東郷町のような先進事例から積極的に学び、首長部局と教育委員会との間で協定書をしっかり締結するといった具体的な制度設計について検討を進める考えはありますか、お答えをお願いいたします。

5つ目、学童保育施設が町民センターを目的外使用している現状の早期解消と、安全で快適な専用施設の確保は、利用者の強い願いです。

町として全ての学童保育を専用施設で運営するという目標に向け、どのような中長期的な整備計画をお持ちかお示しください。その際、一つの提案として、近年その在

り方が議論されている学校のプールの敷地などを活用し、児童館機能を併せ持った新しい施設を整備するという考え方もございます。もちろん、学校のプールは今現在進行形で使っているわけなんですけど、老朽化であるとか、学校の先生の教える人材がいなくなったりとか、猛暑でなかなか稼働日数が少ないとか、そういった考え方もあるので、こういった既存の枠組みにとらわれない発想による施設整備の可能性について、町としてどのように評価し、調査・研究を進めていく考えがあるか、所見を伺います。

最後、6つ目になります。

放課後の子供の居場所づくりと学童保育の諸課題というのは、長年にわたり指摘されてきた重要な課題であります。

町長並びに教育長におかれましては、これらの課題解決に対し、町民と共に知恵を絞り、具体的な行動計画を持って力強くリーダーシップを発揮していただくことを心より期待し、その意気込み、先ほど町長、先んじて答えていただきましたけれども、教育長に伺いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 加藤議員の3項目め、放課後の子供の居場所づくりと学童保育についての1番目のご質問、学童保育の量的・質的課題についてお答えいたします。

学童保育は、保護者が就業などで昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後に遊びや生活の場を提供し、指導員の支援の下、児童の健全育成を図る事業であります。

学童保育は、東町民センター、西町民センター、すこやかセンターの3か所で小学校区ごとに実施しております。

議員ご指摘のとおり、学童保育を実施している3か所のうち、東町民センター及び西町民センターは、岐南町学習等供用施設設置条例に基づき、一般の住民の学習、保育、休養及び集会の用に供することを目的として設置されたものであるため、学童保育の運営が利用者に制限をかけている状態は課題であると認識いたしております。ただ、可能な限り学童保育が利用しない時間帯を地元の住民の方が利用できるよう配慮しつつ運営をしておりますので、町民センターでの学童保育を実施することにご理解を賜りたいと考えております。

次に、東小学校区で実施している東町民センターでの学童保育が、利用定員140名に対し、5月1日現在の夏休みなどの長期休暇を除く利用児童数は148名と、定員を

超過しております。

小学校の児童数の増加に伴い、学童保育の利用児童数も増加傾向にあり、第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画においても、令和11年には159名の利用児童数を見込んでおります。定員を超過している状況ではございますが、東町民センターの国が定める学童保育の面積的な利用定員は180名であり、十分な指導員の配置により、短期的には現施設で対応が可能であると考えております。

なお、長期休暇期間など利用者数が多い場合は、小学校の体育館など一部、学校施設の利用を検討しております。

いずれも学童保育の委託先である社会福祉法人さくらゆきとも協議をして対応していきたいと考えております。

また、中長期的な対策としては、将来的には児童数が減少する傾向であることも視野に入れ、その際には学校校舎内の空き教室を活用することを念頭に置き、学校関係者と協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問、放課後子ども教室の積極的な活用による学童保育ニーズとの効果的な役割分担と、その実現に向けた具体的な推進策についてお答えいたします。

放課後子ども教室と学童保育の主な役割といたしまして、放課後子ども教室は、学習支援や遊びを通じて、子供たちの成長を促す場として位置づけられております。一方で学童保育は、保護者が就労している間に子供を預かることを目的としております。ただ、どちらも子供たちに安全で充実した放課後の時間を提供する重要な施策であります。

町では、放課後子ども教室として地域子ども教室Gさうすを実施しております。Gさうすでは、地域の方々が講師となり、町内在住の小・中学生を対象に、フラワーアレンジメントやおやつ作りなど様々な教室の「ふれあいまなびすと」と、大学生と一緒に楽しいゲームや工作・学習活動の「あそびすと+（プラス）」を中央公民館や町民センターで開催しております。

この事業については、地域のボランティアや専門家の協力を得て、子供たちの興味や関心に応じた多様なプログラムを提供し、子供たちが自ら選択して参加できる環境を整えております。また、地域資源を活用した講座等を企画し、地域のつながりを深め、質の高いプログラムを提供できるよう努めております。

昨年度には、放課後子ども教室と学童保育が連携して行った事業として、キッズウィークの期間に、各小学校区の学童保育室に放課後子ども教室を開催いたしました。学童保育では、ふだんできない地域の方との触れ合いや遊びを体験することができ、

こうした取組を通じて、放課後子ども教室と学童保育が相互に補完し合いながら、子供たちにとってよりよい環境を提供できるよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

なお、現在、子供の居場所づくりの充実を図るため、企画広報課を中心に、子供たちや保護者にとって放課後の居場所の選択肢が広がるような、そんな施策について検討を進めております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 加藤議員からは、このご質問、3項目めのご質問について、3番、4番、6番のご質問を受けましたが、答弁する順番として、6番、最初にリーダーシップの発揮という点も含めて最初にお答えをさせていただいて、続いて3、4とお答えさせていただこうと思っています。

初めに、子供の居場所づくりに対する私の考えを述べます。

私が子供の頃は、授業が終われば下校時刻まで遊び、それから帰宅するのが日常でした。ところが、学校へ不審者が侵入し、子供に危害を加える事件が起きてから、学校は門扉を閉じました。子供たちの安全を守ることを最優先する危機管理としては、これは当然のことだと思っています。その結果、社会でも変化が起きました。

子供の安心・安全を担保するために、少しでも危険な要素がある行為や活動を子供たちから遠ざけようとなりました。さらに、何かあったときの責任の所在を問う風潮が広がり、ますます子供たちの活動の場を大人が狭くしていったように感じています。

さらに、ICT機器の発展や、コロナの自粛生活が拍車をかけ、自宅でゲームに没頭する子供たちが増え、顔も性格も知らない人物とSNS上でつながりが生まれてきました。このつながりは、私は本当に表面的で、人の優しさや温かさなどを実感できるようなものではないというふうに思っております。

本来ならば、幼児期、学童期、青年前期等に経験するとよいとされる、仲間と一緒に活動し、体を通して五感で感じ取る体験が十分でないと思えてなりません。

過日に、現代の若者について学ぶ機会がありました。指示を受けたとおり物事を進めるスマートさや、効率的に処理をしようとするよさを持つ反面、自分で考えるべきことに対して解答やマニュアルを求めること、失敗を嫌がり恐れること、精神的苦痛に耐えかねて退くことなど、様々な様相を聞き、子供時代の体験すべきことの不足が影響しているのではないかと感じています。

子供の居場所を大人の視点から見たときに、2通りの捉え方があるというふうに思っています。

1つには「子供を」であり、もう一つは「子供が」です。前者は保護者目線での福

祉的な視点であり、後者は子供目線の教育的な視点であると言えるでしょう。これはどちらも欠かせないものだと思いますが、私の立場からは教育的な視点から見てみます。

子供自身が願いを持ち、考え、コミュニケーションを図りながら、遊びや活動をつくり出すことを通して、運動能力や非認知能力、これは社会に出て役立つという能力ですが、を高めたり、知識・技能を深めたりすることができ、これは人間形成の一助となると考えます。子供の居場所は、こうした価値ある場であり、将来の地域を担う人材育成に明らかにつながるものだと考えています。

これまで述べた考えは、私自身の教職の経験、そして子育てとともに、この教育長という立場になってからも、いろんなことで学ばせていただきました。それも紹介をします。

当町には、子供の居場所を提供していただいている団体があります。その活動の様子を見に行き、一緒に遊ぶことで、子供の反応を肌で感じながら、気持ちを推察してまいりました。この議員の皆様の中にもそうした方がいらっしゃいます。中心となって活動していらっしゃる方にお名前をお聞きすると、加藤議員、松原議員、広瀬議員のお名前をいただきました。そうした方がいらっしゃることは非常にありがたいことだなということを思っています。

2つ目、子供の居場所づくりを推奨される方のお話を伺いました。講話を伺いました。そして、私自身もパネラーとして意見交換をさせていただきました。

3つ目、夏休みに子ども教室があるんですけれども、私も講師を務めさせていただいています。どう子供の心に火をつけるか、そればかり悩みながら、その講師を務めさせていただいています。非常に、笑顔で夢中になって取り組む子供の姿がいいなと思って見えています。

4つ目、ちょっと膨らましますが、2003年7月に川崎市でオープンした子供のための遊び場「子ども夢パーク」を舞台にしたドキュメンタリーの映画を視聴いたしました。約1万平方メートルの広大な工場跡地に造られた子ども夢パークは、プレーパークエリア、音楽スタジオ、創作スペース、ごろごろ過ごせる部屋、学校に行っていない子供のためのスペースなど、子供たちのやってみたいことを実現される様々な施設がありました。

映画の中で特に感じたことを3点ほどご紹介します。

1つ目は、いわゆる不登校ですね。中学校へ通学していない、木工が大好きな女子生徒がおりましたけれども、将来宮大工を目指して作品作りに没頭する中で、自分の生き方を真剣に考えている姿が見られたこと。

2つ目、小学生の子です。昆虫が大好きで、草原で虫を見つけたら事典で調べ、生態を学ぶなど、昆虫博士に匹敵する男子児童がいたこと。

3つ目、年に一度のお祭りでは、近所の工務店から廃材をもらい、実際にその木材で小屋を建て、自分が考えたお店をつくり、物品を販売し、収益を上げている活動などが印象に残っています。

総じてこれらのことから、様々な活動に対して自分が願い、考え、迷い、悩み、相談し、協力を得ながら、試行錯誤をして自分なりの結論を出す、そうした営みや経験がとても大切であるということを再認識いたしました。

以上のようなことが私の考えの根底にあります。

当町は川崎市とも規模が異なり、このような施設を造ることは難しいと思われますが、でも子供の遊ぶ場であるとか、時間を確保することは可能であるというふうに考えます。

ボール1個で友達とどう遊ぶか、遊び方のルールも自分たちで考えてよりよいものにしていく。明日は何をして遊ぶかを友達と話し合って、必要な道具を自分たちで準備する。遊ぶ内容や遊び方は子供たちが考えるように任せればよいと思っています。

時にけんかやトラブルも起きるでしょうが、互いに落としどころを見つけて仲直りをする、こうしたことも、子供たちにとっては、社会で生きるための大きな学びになると思っています。活動の中ではけがをする可能性もあります。命や大きなけが等につながる言動は事前に止めなければなりません、取り返しがつくような小さなけがや失敗は、体験を通してよいことを学んだという考え方を大人が持つべきだと私は考えています。痛い経験をすれば、次から気をつけるようになるのは人間の常です。そうした場が今の子供たちには特に必要であり、こうした考え方を持って基盤整備に向かうことが、教育長としてのリーダーシップを発揮することだと私は考えております。

これまで述べた考え方を基に、3番目、4番目についてお答えをします。

特に、放課後子ども教室の開催に向けては、学校施設を利用することについて、以前から申し上げておりますとおり、授業に支障がない限り全面的に協力をいたします。この件については、既に小学校の校長にも承認を得ております。

また、東郷町のご担当者からは、町担当部局から学校への情報提供を行うことや、活動内容、活動場所、時間、使用備品等の打合せを行いながら進めているとのお話を伺いました。

放課後子ども教室を運営する上で留意すべきことは何点かあると思いますけれども、例えば本事業に対する保護者への説明、保護者の理解はどうしても必要だと思い

ます。それから子供の安全確保、何より大事です。そして、子供の主体性を生み出す、協調性を身につけるための活動環境を整備すること。そして備品等の破損や紛失の防止をすること等が挙げられます。

今後、これらの点も含めて様々な整備が必要であると思われますが、実現に向けて当町担当部局との連携を図ってまいります。

最後に補足となりますが、私は学校とのつながりを持っているものでございますけれども、学校の先生方にも願うことがございます。放課後子ども教室の運営は、あくまで教員の業務ではございません。教員の業務ではございませんが、同じ学校の施設を利用するのであれば、時折でいい、少しの時間でいいので、自分の担当する子供たちが遊んでいる様子を見て声をかけたり、あるいは時間のゆとりがあれば一緒に遊んだり、教員自身が持つそれぞれの特技を生かして子供たちと関わるなど、子供との絆のつながりや深い理解につなげていただけるといいなと、そんなことを思っております。以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（櫻井 明君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 加藤議員の5番目のご質問、学校プール敷地等を活用する新たな施設整備の提案に対する町の評価と調査・研究の意思についてお答えいたします。

学校敷地内では、校舎、体育館、グラウンド、プールなど必要不可欠な設備を整えておりますが、プールについては各小学校とも昭和50年代中頃に建設し、既に45年以上を経過しております。

これまで配管の水漏れの修繕などメンテナンスを行ってきており、使用できる状態を保っております。ただし、一般的にプールの使用年数は60年とされており、十数年後には更新や長寿命化対策などを講じる必要がある施設と認識をいたしております。

他の市町では、プールの授業を民間施設などで行っている例もございますが、本町におけるプールの授業の在り方は、学校関係者と十分な協議が必要であります。

議員のご提案される新たな発想を基にした施設整備については、現時点では建築計画の策定及び財源確保などは考えておりませんが、今後、様々な視点から検討を深めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 私の思いは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、全ての子供に居場所と学びを届けることは、子供たちのため、また子供を持つ親のためだけではなく、我々の町が持続可能であるために必要なことだと考えております。

子供を育てることは全て町民にとっても、岐南町にとっても大変重要な政策、まち

づくりであることを皆様にご理解、ご協力をいただきますように切にお願いを申し上げて答弁を終わります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。40分から再開いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

9番 渡邊憲司議員。

○9番（渡邊憲司君） 9番議員の渡邊です。

議長のお許しを得まして、学校についてご質問させていただきます。

近年、不登校の児童・生徒が急増しており、各自治体は様々な対策を講じておりますが増加傾向にあります。文部科学省の問題行動・不登校調査によると、岐阜県内の国公立の小・中学校の2023年度に30日以上欠席した児童・生徒は5,741人で、前年度の5,255人から増加も見られます。

主に不登校の増加の原因として、無気力や不安、学業の不振、友人関係をめぐる問題など多くの原因があり、不登校の原因や理由は一人一人異なり、子供たちが安心して学び、成長できる環境を整えなければなりません。

1. 小・中学校の不登校児童・生徒の数を教えてください。

2. 不登校に対する岐南町の取組や支援をお尋ねします。

不登校支援では、必ずしも学校登校を最終ゴールとしていないを文部科学省は言っており、学校内で学びの場の整備や学校との連携を強化する取組を考えているようですが、岐南町としてどのような取組や支援を考えておりますか。

3. 空き教室を活用した取組はできないかをお尋ねいたします。

文部科学省の進める校内教育支援センターのように、岐南町でも空き教室を利用して不登校生徒と積極的に環境や時間割、授業形態等を、極力通常の学級に近づけ小集団で生活する部屋にしているとは思いますが、パーティションで区切り、一人一人の児童・生徒に合わせた学習や体調や気持ちの整理ができる部屋もありますか。

4. 新たな子供の居場所の考えをお尋ねいたします。

文部科学省では、中学を卒業した生徒も不登校で受けられなかった授業を改めて受け直すことができるや、高校生も不登校支援するなども進めており、山口市ではこどもサポートセンターを使い、居場所を求める子供たちを受け入れ、子供たちが社会に出て自立していくために地域全体で見守る仕組みにしていこうようです。岐南町でも、子どもサポートセンターはありますが、同じように18歳まで居場所を求める子供たち

の居場所をつくっていくべきではありませんか。

5. 近隣市町と連携して、不登校児童・生徒の支援への考えをお尋ねいたします。社会に戻りやすい環境や、社会で生きていける力を身につける学習も岐南町はしていると思いますが、なかなか結果が出にくいのも事実だと認識しております。2021年春、岐阜市に不登校特例校の公立中学校が開校しておりますが、岐南町独自で不登校特例校がつかれないなら、岐阜市や各務原市など近隣市町と連携して不登校特例校に編入することはできませんか。以上です。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 渡邊議員から学校についてのご質問を受けました。

内容が不登校児童・生徒に関わることでございまして、先ほどの加藤議員と重なる部分が出てまいるかもしれませんが、また渡邊議員の答弁としてお答えをさせていただこうと思っています。お願いします。

初めに1番目のご質問、小・中学校の不登校児童・生徒数についてお答えをいたします。

いわゆる不登校と定義されている年間30日以上欠席者については、令和6年度、岐南町では小学校24名、中学校44名、計68名です。令和5年度と比較すると、総計では令和5年度が93名、令和6年度が68名ということで、25名の減少ということになりました。令和6年度の岐南町立学校の児童・生徒数は、小学校が1,452人、中学校が698人でしたので、不登校児童・生徒数の割合は、小学校、中学校それぞれ1.7%、そして6.3%ということになります。

ちなみに、岐南中学校の仮想空間アバターを利用した仮想空間を使っているVR岐南中でございますけれども、あるいはスマイル岐南等では指導要録では出席扱いとしておりますが、出席簿上については欠席としているために、この長期欠席の人数に含まれた人数になっております。

続いて2番目のご質問、不登校に対する当町の学校や教育委員会の取組についてお答えをいたします。

初めに少し考え方みたいなものもお伝えしますが、議員ご質問の中に、不登校支援では、必ずしも学校登校を最終ゴールとしないと文部科学省は言っておりという文言がございましたが、これは社会的自立を意味しているもの、目指すものという捉え方をしている。これは非常に大事なことでございまして、もう一つ留意点がございまして、そのことについて少し触れます。

今のことは、令和元年10月25日付の通知に記された内容でありますけれども、同通知に不登校児童・生徒への支援の視点とあって、その中に、不登校の時期が休養等の

積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益が存在することにも留意するということ、その考え方等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。そして、既存の学校教育になじめない児童・生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること等も示されております。

私たちは、そうした意識を持って対応していることを前もってお伝えをしておきます。そうしたところで、当町の学校と羽島郡二町教育委員会では、岐阜教育事務所と連携をして、毎月7日以上欠席及び不登校児童・生徒の報告をしております。報告には、不登校であることの主な要因、担任の思いやこれまで行った指導・支援、本人・保護者の様子や変化、そして学校としての具体的な対応・方途等がその報告には記されております。

学校と家庭のつながりを担保し、本人・保護者との面談も含め、児童・生徒に寄り添い粘り強い働きかけがなされるよう指導・助言を行っております。

子どもサポートセンターと呼ばれますスマイル岐南やスマイル笠松では、登校が難しい児童・生徒を受け入れ、相談や学習を進めております。一例でございますけれども、プログラミングに興味を持つ児童・生徒には、教育委員会のICT支援専門員が講師として出向き指導するなど、また、私にもし依頼があれば、ものづくりの依頼があれば私がそこへ行こうというふうに思っておりますけれども、私たちが有する人材の活用もできる限り行っております。

また、保護者に対して対面、そしてまたオンライン、この両面で相談が受けられるように困り感に寄り添いやすい環境を整えております。さらに、スクールカウンセラーとの相談する機会の設定であるとか、各学校の校内教育支援センター、VR岐南中の運用、フリースクールとの連携などを行い、登校につなぐため、学び続けるため、学校・仲間と本人・保護者とのつながりを保つための働きかけに努めております。

続いて3番目のご質問、空き教室を活用した取組ができないかについてでございますが、校内教育支援センターの運用については、岐南町内全ての学校で対応をしております。小・中学校全ての学校です。ただし、常時その教室に勤務する教職員を配置できているのは、岐南中学校の相談室とVR岐南中であり、町費の心の教室相談員となります。

中学校についてですが、その利用については、本人・保護者と担任、そして教育相談コーディネーターが懇談し、活用する目的と活用方法を明確にします。その後、校長の許可を得て利用を開始しております。

相談室へ登校した生徒は、前日に立てた活動予定に沿って1日を過ごします。下校する際には、今日の取組を計画表に記入し、担任に提出をしております。相談室についてはVR岐南中も対応しており、登校するための、これは本当にファーストステップ、外へ出られないというその子たちのためにというところで、そのVR岐南中を設定をしております。

VR岐南中は、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、これは令和5年3月31日文部科学省から出されましたCOCOLOプランにおける主な取組として、教育支援センターの機能強化、オンラインによるメタバースの活用についてを受けて設置をしているものでございます。活用方法は1日2回です。9時と10時にオンライン上で出席をし、心の教室相談員と最近の様子や今日の学習予定などをチャットやビデオ通話で会話し、生活のリズムを整え、目標ある生活づくりや学校につながるきっかけをつくっております。

小学校については、3校同じようなものですので、東小学校の例を挙げてご説明いたします。東小学校では教育支援室と名づけて設置をしております。職員は常時はいません。パーティションはあります。気持ちを整理するために必要時に使用しております。ほかにも教室に入りづらい児童が教室とオンラインでつないで、先生と個別学習を進めたりするために使用しています。日中に登校できなかった児童が、放課後に担任と話したり学習したりすることに使用をしております。3校ともにそのような使い方をしておるということでございます。

いずれの学校も児童・生徒のために、教室・居場所の確保に努めておりますし、子供や保護者の相談したい、あるいは話がしたいという思いに応えられるよう、環境整備並びに人的配置に努めてまいります。

続いて4番目のご質問、新たな子供の居場所をつくるべきではについてお答えをいたします。

岐南町にあります子どもサポートセンタースマイル岐南は、設置要綱第7条の1には、対象者を羽島郡内の小・中学校に在籍している生徒等が不登校傾向にあり、適切な支援が必要と認められた者としており、現在はスマイル岐南、スマイル笠松、双方に教員免許を持った指導員を各1名、アシスタントを各1名、職員2名体制で、どちらの町の子もどちらのスマイルへ行ってもいいと、そういった仕組みで運用をしております。利用者は、令和6年度実績で小学生が3名、中学生が4名通っております。

昨年度は、この第7条の1に、その他教育委員会が適当と認めた者という規定を用いて、海外から岐南町内に転入してきた15歳の生徒を受け入れました。支援として

は、日本語の習得や学習・生活の様式を身につけるための、転入するまでの3か月間をスマイルで学び、原級留置という形で本年度から中学校3年生に転入学をしております。

支援には相談等も必要になってまいりますけれども、岐阜市のエールぎふでは、先進的で手厚い対応がなされていると知られています。その組織は、市長部局で福祉、教育・保育、警察、医療、心理、法規等130人以上のそれぞれの分野の専門的な職員を配置しています。また、議員からご示唆いただきました山県市においても、教員免許や心理に関する資格を有する職員等13名体制で対応していると聞いております。

現在、当町では2名のスタッフでスマイル岐南を運営しております。また、町部局のほうとしても、子ども家庭センターにおいて、乳児期から18歳までの若者本人や保護者に対して子供、子育ての相談を行っております。

さらに、議員ご指摘の中学校を卒業した生徒や不登校で授業を受けられなかった生徒も学び直しができないか、高校生の不登校支援を進められないだろうかというご意見は、大変意義あるものというふうに捉えております。高校生の不登校支援につきましては、県立のGープレイスという、そういったところがございますし、また今、岐阜県の夜間中学連絡会というものに参加をしております、岐阜県及び関係市町と連携し研究・調査をしているところでございます。学び直したい、受け直したいという願いについて、そうした声に真摯に耳を傾け、学べる場所を紹介するなど、つなぐことや学べる環境を築くために何が必要なのか、調査・研究をしております。

夜間中学の体験入学会が、この7月末の3日間ですかね、これはハートフルスクエアGでしょうか、そこで行われるという話もございます。そういったものも学校のほうに情報提供しております。

最後に、近隣市町と連携をして不登校児童・生徒の支援についてお答えをいたします。

議員ご指摘の学びの多様化学校、不登校特例校である岐阜市の草潤中学校がございしますが、毎年1年生10名と、そして転入学2・3年生の若干名の募集という形になっています。転入学に関わっては、岐阜教育事務所を通じて問い合わせましたところ、毎年行われる学校説明会や相談会は、岐南町の児童・生徒も参加することは可能であります。入学時には必ず岐阜市民、岐阜市在住のということが条件になっております。したがって、岐南町に在住の状態で編入、区域外就学は認められてはおりません。そのため、子供のための学びをつなぐ場、つながりをつくる場として、羽島郡の子どもサポートセンタースマイル岐南、スマイル笠松、そして校内教育支援センターの運営、VR岐南中による登校を認めること、またフリースクールなどと連携をし

ながら、その児童・生徒に応じた対応に努め、一人でも多くの児童・生徒の教室復帰、笑顔で登校すること、また、将来的には社会的自立を目指して子供たちを支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。再開は午後１時といたします。

午前１１時５９分 休憩

午後 １時００分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） 10番議員 木下でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

通告に従い、３項目の質問を分割質問させていただきます。

１項目めは、学校図書館の整備・充実についてお伺いをいたします。

子供たちにとって読書は、知らなかった世界を知ることができたり、学習の基礎や深い学びができたりします。読書量の多い子供は、物事を理解したり、判断したり、記憶したり、思考したりなどの能力や意欲や自制心、協調性などが高い傾向にあると言われています。読書は人づくりであり、自分の生きる目標や夢、希望を育んでいく力になります。

しかし、以前は地域にありました書店がなくなり、子供たちが身近に本と出会える場所は、学校の図書館です。そのため、学校図書館には幅広い種類の書籍、子供たちが興味を持てる書籍が必要です。また、最近の調査では、難解な読書に挑戦することによって、子供の非認知能力や集中力、共感力がより育まれるという結果もあります。学校図書館を充実させることは、子供の成長に大切なことだと思います。

そこでお尋ねいたします。

１つ目、各学校図書館の図書購入費、予算は十分に確保されているでしょうか。

２つ目、子供たちが興味を持ち、子供たちの要望にかなった書籍は充実しているでしょうか。

３つ目、文部科学省も推進しております学校図書館への新聞の配置については、どのようなお考えでしょうか。

４つ目、学校図書館をより充実するための課題等をお聞かせいただきたいと思います。

以上で1項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 木下議員の1項目め、学校図書館の整備・充実の1番目のご質問、各学校の図書館の図書購入費は十分であるかというご質問でございますが、現在、岐南町内の学校の図書購入費でございますけれども、1人当たり小学校で1,200円、中学校で1,500円、その人数分の金額を予算化していただいております。それを基に、学校司書が子供たちのニーズや学習に必要な読み物などを精査して、そして購入をしているところでございます。

図書の数量的なことについては、いずれの学校も公立義務教育諸学校の学校図書館図書標準、これは学校図書館に整備すべき蔵書の標準でございますけれども、それを大きく上回っている状況で、ある面そういった点では恵まれた環境にあると考えております。

しかし、課題図書や子供たちが望むような新書、あるいは時代の変化に応じた読み物、発達段階に応じた書籍を継続的に購入することを考えていくと、書籍においても価格が高騰しているというところもございまして、ある意味、念入りの精査が必要になってくるかとそんなことも考えております。

続いて2番目のご質問、子供たちのための書籍は充実しているかについてお答えをいたします。今回、当町全ての小・中学校で、日本十進分類表での配架状況を確認いたしました。その傾向といたしましては、絵本を含む文学教材の配架が最も多くて、続いて自然科学、歴史・地理、芸術に関する本がバランスよくそろえられておりました。

また、新作本や話題の作品、子供たちがリクエストをする本、先生が薦めする本などについては、小学校では司書教諭が児童の興味が湧くようなコーナーを設置して掲示物を作って配架をしたり、中学校においては図書委員会でお薦めのポップで飾ったりするなど、より多くの児童・生徒がよい本を手にとろうとする工夫も行っているところでございます。

続いて3番目のご質問で、学校図書館への新聞の配置についての考えでございます。現在、学校における新聞の配置状況につきましては、東小学校で2社、西小学校で2社、北小学校で3社、岐南中学校で1社であり、どの学校も図書館で新聞を手にとることができる環境にはあります。

NIEと呼ばれる、Newspaper in Educationと呼ばれるものですが、新聞を教材として授業や家庭学習での活用というものがあります。例えば何社かの新聞で同じ記事を読み比べたり、興味を持った記事を追読したりすることによって、表記ある

いは構成、意図、そうしたものを学び、探究の仕方を身につけることもできます。

また、各社が刊行しております子ども新聞は、内容・表記が子供向けとなっており、読み物として、あるいは社会事象への興味・関心の喚起や探究学習の課題づくり等として活用できます。

さらに昨今、デジタル化の推進に伴い、作者不明の記事が容易に入手できる環境にあります。根拠・裏づけのある新聞記事を読むことは、真実を見極める視点を持つことにもつながると考えます。小学校5年生の国語の教材では、新聞のよさが紹介されておりますけれども、こうした時代だからこそ新聞を手に取り、仲間で読み合うことも貴重な経験となるというふうに考えております。

学校を訪問する際は、私ども全ての学校を訪問しておりますけれども、その際に、例えばN I Eの教育等も含めて、新聞の活用も一つの選択肢とするよう教員の意識が高まるよう助言をしていきたい、そんなことも考えております。

最後に、学校図書館をより充実するための課題等についてお答えをいたします。

令和4年3月のことでございましたけれども、岐南町立の西小学校が岐阜地区学校図書館教育優秀賞の審査において最優秀賞を受賞いたしました。この賞は、学校図書館の管理運営、資料整備、読書指導、利用指導の観点から審査をされ、岐阜地区において最も素晴らしいと評価された学校に与えられる賞です。こうした実績にも見られますように、当町のどの学校においても図書館の充実に向けては力を注いでいるところでございます。具体的な取組としては、大まかに5点紹介をさせていただきます。

1つ目は、地域の読み聞かせの方への依頼をすること。

2つ目、児童・生徒の手作りによる本のポップやおみくじづくりなど工夫をすること。

3番目に、テーマ別のコーナーを作っていくこと。

4番目に、学校司書によるお薦めの本の紹介をすること。

5つ目に、児童・生徒が図書館に行きたくなるようなイベントを開催することなどを行っております。

さらに、今年度は田口福寿会のほうから寄贈いただきました在籍児童・生徒数の25%、4分の1に当たるデジタル図書のライセンスも使用可能となってまいります。

課題といたしましては、新刊本やリクエスト本、時代の変化に合った本を購入し、子供たちが手に取る環境を整備し続けることでございます。時代の変化が速くて以前と比べて本の賞味期限が短くなっているようにも感じます。

さらに、現代の映像コンテンツが優位な中で育っている子供たちに、文字表現の豊かさや美しさ、あるいは気持ちを揺さぶる文章構成の巧みさ、人の心を動かす一

言の重み等を体感することは、本当に貴重な経験であると考えております。どの書籍で、どの児童・生徒がそうした体験ができるかは分かりませんが、活字だからこそその経験もあると思います。

そうした中、5月28日付で岐阜県図書館から各学校に対して、調べ学習や朝読書に活用できる書籍であるとか、あるいは紙芝居等が含まれるセット文庫を3か月間で12セットまで貸出が可能であるという案内もいただきました。

こうした様々な取組、あるいは授業も含め、子供たちが良書を手に取る機会を増やすこと、また学校図書館が一層充実することを目指してまいります。以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（櫻井 明君） 10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） ご答弁ありがとうございます。

では、2項目めの質問に移らせていただきます。

液状化対策の地盤改良工事への助成についてお伺いをいたします。

3月に開催されました社会福祉大会での記念講演で、この地域の土地の成り立ちのお話がありました。そのときのお話からも明らかなように、岐南町は木曽川の扇状地の一部で、川が運んできた砂と砂利でできています。ということは、大きな地震が起きますと液状化が起こるリスクが非常に高いと考えられます。

以前、私は地域の方から、第二次世界大戦中に大きな地震がこの地域であった。そのとき、この田んぼから水が噴き出たよとお聞きしました。今から思えば、1944年昭和19年の昭和東南海地震のことでしょうか。水が噴き出た田んぼには今アパートが建っています。

現在、液状化対策として地盤改良ができます。液状化による建物の沈下の被害を最小限に抑えることができるようです。地盤の強度や構造を改善する工事で、地盤改良工事の費用は工法や規模によって大きく異なるようですが、一般的に80万から200万で耐用年数も最低50年とされております。地震により建物が沈下して傾いたりする被害を最小限に抑えることができます。

住宅の新築、また建て替え時の液状化対策への助成についてどのようにお考えでしょうか。できることなら助成金を出し、地震時の液状化対策を進めるべきと考えますがいかがでしょうか。

以上で2項目めの質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 木下議員の2項目め、液状化対策の地盤改良工事への助成についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、本町はほぼ全域が軟弱地盤にあり、沖積層が厚く堆積し、砂質や粘土・シルト地層の多い地域であることから、震災時において液状化の発生するリスクが高い地域と認識いたしております。

そこで建築主におかれましては、建築業者からの情報提供により、住宅建築時にそういった本町の災害発生時において、地域性とも言える液状化による建物の損壊が起こり得ることを十分理解し、建築業者などの判断により地盤調査を行い、必要であれば地盤改良を施し液状化対策が行われていると推測されます。

また、本町では、建築主が実施する地盤改良工事の実施の有無については把握しておらず、その実態は不明でございます。

つまるところ、液状化対策につきましては、新たに住宅を取得する皆様が地震災害に対するリスクを自ら判断し、対策を講じる意識を持っていただくことが重要な要素となりますことから、こうした意識を高めていくことが、結果として地域全体の安全確保につながると考えております。

このようなことから、町といたしましては震災時に起こり得るリスクの一つであります液状化に関する啓発活動や情報提供を積極的に行い、住民の防災意識を高める機会を提供し、より安全で安心な生活環境の構築に努めることが重要であると認識いたしております。

そのため、地盤改良工事は助成があるから工事を行うという類のものではなく、防災・減災意識に基づき、生命・財産は自ら守るものであり、液状化対策の実施については、助成の有無により地盤改良工事を実施するか否かの判断に影響は及ぼさないと考えております。

したがいまして、助成が単なる住宅建築費に対する補助になりかねないことも思慮されることから、液状化対策の地盤改良工事の助成は考えておりませんが、その他の防災・減災対策の事例などを鑑み、その必要性について調査・研究を続けてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） ご答弁ありがとうございました。

では、3項目めの質問に移ります。

带状疱疹ワクチン定期接種開始と対応について、お伺いをいたします。

80歳までに約3人に1人がかかると言われております带状疱疹は、皮膚に発疹が現れて激しく痛むだけでなく、後遺症の神経痛に悩まされる人も多いとのこと。

今年度より定期接種化され、国による助成の対象となりました。これにより、岐南町で令和5年度より実施の任意接種の助成事業は、令和6年度をもって終了いたしま

した。

国は、罹患者数のピークが70代であることから、対象年齢を65歳とし、加えて65を超えた人には5年間の経過措置が設けられ、70歳、75歳、80歳、85歳と100歳まで5年刻みで接種対象として、ワクチンは生ワクチン、不活化ワクチンの2種類から選べることであります。

現在、65歳以上の方全員に、この5年間で1回はワクチン接種の機会があるということになります。そして、今年度に限り100歳以上の人全員も対象としてあります。

しかし、定期接種になっても、接種に対する努力義務や勧奨がないと気がつかないものですが、岐南町におきましては、対象者に個別に連絡していただいているようです。本当に感謝いたします。

そして、ワクチンの接種費用は、国が総接種費の3割程度を支援するようです。しかし、自己負担額は各市区町村で決定するとのこと、それぞれの市町で自己負担額に違いがあるようです。

そこでお伺いをいたします。

1つ目、岐南町の自己負担額は、生ワクチン、不活化ワクチン、それぞれ金額をお聞かせいただきたいと思います。

2つ目、带状疱疹のリスクが増えるのは50歳頃からと言われております。带状疱疹ワクチンは50歳以上の方に接種が推奨されております。

岐南町においては、任意接種で令和6年度までは助成の対象でした。しかし、今回の定期接種では対象外です。今回、定期接種により町の財政負担が軽くなった分、50代からの任意接種費助成は検討すべきと考えます。町としては、50代の方に対してのワクチン接種費用の助成はどのようにお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思っています。

以上で3項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀場康伸君） 木下議員の3項目め、带状疱疹ワクチン定期接種開始と対応についての1番目のご質問、岐南町の带状疱疹ワクチンの生ワクチンと不活化ワクチンの自己負担額はそれぞれ幾らかについてお答えいたします。

本町では、带状疱疹予防接種の自己負担額を決定するに当たり、医師会の管轄が同じ笠松町と協議し、国が示す標準的な接種費用を参考に委託単価を積算しました。積算を基にした令和7年度带状疱疹定期接種委託料等を羽島郡医師会理事会に提案し、本年2月18日に承認いただいた経緯がございます。自己負担額については、承認いただいた定期接種委託料の3割負担を原則として、生ワクチンは3,000円、2回接種が

必要な不活化ワクチンは1回当たり7,000円といたしました。なお、羽島郡二町で統一した自己負担額でございます。

次に、2番目のご質問、50歳代の方に対しての带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてはどのような考えかについてお答えいたします。

本町では、令和5年度から带状疱疹やその後遺症を予防するため、50歳以上の带状疱疹任意予防接種費用に対し、1人1回を限度として上限5,000円の助成を行ってまいりましたが、带状疱疹は令和7年4月から定期接種B類疾病として位置づけられました。带状疱疹定期接種の対象は、一部の障害を有する方を除く65歳以上の方々であり、これは带状疱疹の発症リスクが高まる年齢層に対して、より効果的な予防策を講じるためのものです。実際に带状疱疹は、70歳頃に発症のピークを迎えることが報告されており、この年齢層に対してワクチン接種を行うことが重症化や後遺症のリスクを低減するために重要であるとされています。

現時点で、带状疱疹予防接種は、再接種についての明確な有効性や安全性のエビデンスは確立しておりません。定期接種実施要領では、原則1回を想定した予防接種であり、早期に接種を行った場合、定期接種の時期には対象外となります。そのため、任意接種を推奨することは、逆に定期接種の狙いを損ない、発症ピークの年齢になった際、十分な予防効果が得られないおそれがあります。したがって、65歳以上の方々に対して集中してワクチン接種を行う方針を取ることが、より効果的な対策となると考えております。

なお、定期接種化により医療機関へ自己負担を差し引いた接種委託料を支払わなければならないなくなったため、3割の地方交付税措置があったとしても、带状疱疹予防接種に係る町の財政負担は今年度大きく増える見込みです。

限られた予算を最大限に活用し、65歳以上の高齢者層へ带状疱疹予防接種を推進することで、高齢者の重症化、後遺症予防及び医療費削減が期待されると考えております。以上でございます。



散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。明日は議事の都合により休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、明日は議事の都合により休会することに決定いたしました。なお、次回の会議は6月20日午前10時に開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1時28分 散会

_____ ◇ _____
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

松 原 浩 二

岐南町議会議員

渡 邊 憲 司